

平成26年 No.39

○東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

改正理由

客員教授等の選考について整理するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年11月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年11月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第34号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：客員教授等の選考について整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1条 〔省略〕 第2条 〔省略〕 2 〔省略〕 (選考) 第3条 <u>各学系及びセンターにおける客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。</u> <u>2 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る客員教授等の選考は、役員会の議を経て、学長が行う。</u> 第4条 〔省略〕 第5条 〔省略〕	(趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター及び教員養成開発連携センターをいう。 (選考) 第3条 客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議に<u>基づき</u>、学長が行う。 (称号の付与) 第4条 学長は、前条の規定により選考された者に客員教授又は客員准教授の称号を付与する。 (選考基準) 第5条 客員教授又は客員准教授の称号を付与することのできる者は、本学の常時勤務の教員以外の者又は国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第3条第2号に規定する外国人研究員及び同条第6号に規定する任期付職員のうち外国人教師（以下「外国人研究員等」という。）で、次の各号に該当する者とする。ただし、第1号にあっては、本学の職員として雇用される者に限るものとする。 (1) 本学において、引き続き3月以上専攻分野について教授又は研究に従事する者 (2) 東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授又は准教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者 (選考委員会の構成)

第6条 〔省略〕 2 〔省略〕 <u>(削除)</u> <u>3</u> 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる。 (選考委員会の委員長) 第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センターにあっては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長。以下同じ。）をもって充てる。 2 〔省略〕 3 〔省略〕 第8条 〔省略〕 <u>(削除)</u> 第9条 〔省略〕	第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員である教授 6名 <u>3 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</u> <u>(1) 副学長</u> <u>(2) 学系長</u> <u>(3) 学系選出の教育研究評議会評議員 2名</u> <u>4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる。</u> (選考委員会の委員長) 第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センターにあっては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長。以下同じ。）を、<u>前条第3項に定めるものにあっては、総務を所掌する副学長</u>をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催) 第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長（センターにあっては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあっては、総合教育科学系教授会（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系教授会。）及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 <u>2 第6条第3項の選考委員会を開催するときは、総務を所掌する副学長は、前項に定める事項を開催日の1週間前までに公示するものとする。</u> (選考委員会の招集) 第9条 選考委員会は、委員長が招集する。 (選考委員会の定足数)
---	---

第10条 〔省略〕 第11条 〔省略〕 第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。 2 <u>学長は、第3条第2項により客員教授等を選考したときは、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。</u> 3 当該学系長（<u>第3条第2項に係るものにあつては学長</u>）は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書（様式第3）により、教授会及び教育研究評議会（<u>第3条第2項に係るものにあつては、教育研究評議会</u>）に報告しなければならない。 第13条 〔省略〕 2 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は平成26年11月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u> 様式第1（第12条関係） （表紙） 客員教授等候補者選考報告書 ※ ○○講座（○○分野） ○○センター	第10条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。 （選考委員会における候補者の選考） 第11条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 （報告） 第12条 <u>第6条第1項及び第2項の選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。</u> 2 <u>第6条第3項の選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を選考報告書により、教育研究評議会に報告しなければならない。</u> 3 当該学系長（<u>第6条第3項に係るものにあつては、総務を所掌する副学長</u>）は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書（様式第3）により、教授会及び教育研究評議会（<u>第6条第3項に係るものにあつては、教育研究評議会</u>）に報告しなければならない。 （人事異動通知書の交付） 第13条 客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には、人事異動通知書（様式第4）により行うものとする。 2 外国人研究員等に客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には、雇用契約書にその旨明記するものとする。 様式第1（第12条関係） （表紙） 客員教授等候補者選考報告書 ※ ○○講座（○○分野） ○○センター
--	---

平成 年 月 日
学系教授会
教育研究評議会

備考 第3条第2項に係るものにあつては、※の記載を要しない。

(1 頁)
〔省略〕
(2 頁)
〔省略〕

様式第2 (第12条関係)
〔省略〕

様式第3 (第12条第2項関係)

客員教授等称号付与報告書

講座(分野)名 ・センター名	氏名 生年月日 (年齢)	現 職	称号付 与区分	職務内 内容及び 勤務形 態	称号付与予定 期間 (前回称号付 与期間)

備考 第3条第2項に係るものにあつては、「講座(分野)名・センター名」欄の記載を要しない。

様式第4 (第13条関係)
〔省略〕

平成 年 月 日
学系教授会
教育研究評議会

備考 第6条第3項に係るものにあつては、※の記載を要しない。

(1 頁)
〔省略〕
(2 頁)
〔省略〕

様式第2 (第12条関係)
〔省略〕

様式第3 (第12条第3項関係)

客員教授等称号付与報告書

講座(分野)名 ・センター名	氏名 生年月日 (年齢)	現 職	称号付 与区分	職務内 内容及び 勤務形 態	称号付与予定 期間 (前回称号付 与期間)

備考 第6条第3項に係るものにあつては、「講座(分野)名・センター名」欄の記載を要しない。

様式第4 (第13条関係)
〔省略〕